

令和3年4月

お客さま各位

預金規定等の改正のお知らせ

当金庫では、令和3年5月から普通預金規定（無利息型普通預金規定含む）・にしん総合口座取引規定・にしおしんきんインターネット支店取引規定を改定いたします。

この改正により、当金庫が求める確認資料を適切に提出いただけない場合、当金庫が不審と判断した場合、在留カードをお持ちのお客さまで当金庫に届出た在留期間が超過した場合、あるいは3年以上利用のないご預金口座は、入金、払戻し等取引の制限や停止、また、解約をさせていただくことがございます。

なお、改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 変更する規定

- ・普通預金規定（無利息型普通預金含む）
- ・にしん総合口座取引規定
- ・にしおしんきんインターネット支店取引規定

2. 主な改正内容

- ・取引制限等条項の文言を「取引の一部を制限する」から「取引の全部または一部を制限する」に変更
- ・在留カード等をお持ちのお客さまにおける取引制限等条項の明確化
- ・解約等条項の預金取引停止または解約の要件に、「取引の制限等に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合」を追加

普通預金規定（無利息型普通預金含む）（抜粋掲載）

【取引の制限等】条項での一部変更（下線部分）

9. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者が、**当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけない**場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の**全部または一部**を制限する場合があります。
- (2) **日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。**
- (3) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の**全部または一部**を制限する場合があります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の**対応**、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の**全部または一部**を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

【解約等】条項での一部追加（下線部分）

10. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」第5条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ **第9条第1項から第4項に定める取引の制限等に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合**

なお、普通預金規定以外の対象となる規定についても改定します。

3. 改正日

令和3年5月1日

以上